

坂浜一・二丁目地区の住所整理について

住所整理事業とは

現在、稲城市では、土地の番号である地番を用いて住所を表しています。住所では、「大字」や「字〇号」は省略されます。



地番

例) 稲城市大字坂浜字〇号123番4

10-3	10-2	10-1
10-4	10-5	



年数経過により

10-2	10-8	10-1
10-4	10-5	10-6
10-9		10-7

道路

地番をそのまま使用しているため、最初は順序よく並んでいた番号も……

売買、相続等による分筆や合筆で順序がバラバラに……

この結果…

「地番が飛び飛びになり、複雑」、「【〇〇〇〇番地の△△△】など、桁数が多く分かりづらい」、「同じ地番に多くの住居が建っている」、「隣の家との番号が連続していない。」など、住所が分かりにくくなってしまいます。

このため、稲城市では「稲城市住所整理基本方針」等に基づき、町の区域をわかりやすく区切り、住所や所在地を整理する【住所整理事業】を進めています。

【住所整理事業】を実施することにより、以下のようなメリットが考えられます。

パトカーや救急車などの緊急車両の到着が早くなります。



郵便物や宅配便等の誤配・遅配が起こりにくくなります。



訪問される方が目的地を探しやすくなります。



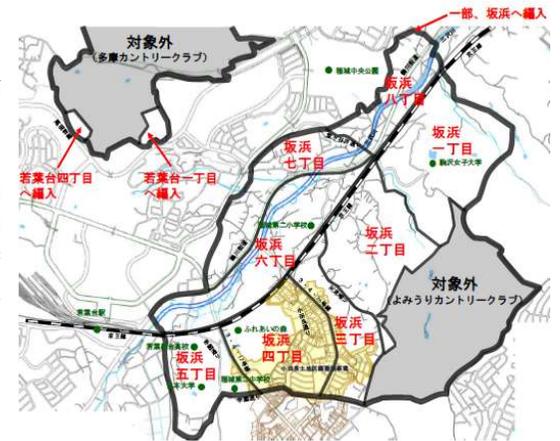
災害時にお住まいの方の安否確認等が容易になります。



坂浜地区の住所整理の状況

坂浜地区では、住所整理地区市民検討会での検討を経て、坂浜一丁目～八丁目の町割りを作成いたしました。

令和5年3月4日には、小田良土地区画整理事業の換地処分にあわせ、地番を使用した住所整理（町界町名地番整理）により、坂浜三丁目・四丁目・五丁目の一部の住所整理を実施いたしました。



坂浜地区の今後の住所整理の進め方

住所整理地区市民検討会での検討結果、各町区域の住所整理は、都市基盤整備等の状況を考慮し、「住居表示」又は「町界町名地番整理」のいずれか適切な方法により、進めることとしております。

この検討結果を踏まえ、都市基盤整備の影響を受けない坂浜一丁目及び二丁目からまずは住所整理を実施する予定です。

※坂浜五丁目（一部）～八丁目は鶴川街道の拡幅や土地区画整理事業などの都市基盤整備の進捗状況を見据え、住所整理実施の時期を検討します。

坂浜一・二丁目の対象区域及び住所整理の手法



対象区域

坂浜一・二丁目の対象区域は、京王相模原線、天神通り、ゴルフ場敷地界、大字界に囲まれた約78ヘクタールの範囲となります。

住所整理の手法

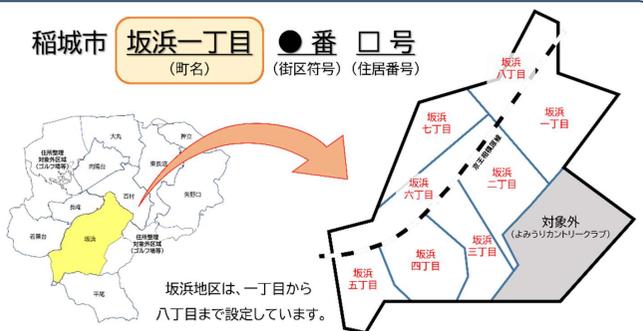
この区域は、土地区画整理事業や道路拡幅等の予定がないことから、「住居表示」による住所整理を予定しています。

※「住居表示」は、一つの地番に複数の住宅が存在している箇所や、今後、分合筆が想定される箇所に適した方法です。

「住居表示」による住所整理の例

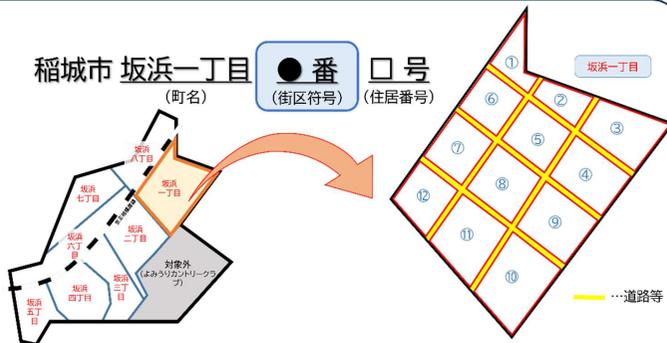
「町名の設定」

大字名に「〇丁目」を付ける等、町名を設定します。
坂浜地区では、「坂浜一～八丁目」の町名と町割りが決まっています。



「街区の設定」

それぞれの丁目において、道路や地形、規模などを考慮して街区符号を設定します。
街区符号は中心部に近い街区を起点とし、順序良く連続して付けていきます。



「住居番号の設定」

街区ごとに、周りを一定の間隔等に区切り(フロンテージ)、基礎番号を振っていきます。
建物の主要な出入り口が面している基礎番号が、住居番号となります。



「住居表示実施後の住所等の表記」

住居表示を実施すると、住所は「坂浜〇〇番地」から「坂浜〇丁目〇番〇号」で表す形となります。
なお、地番と本籍は、「大字坂浜字〇号」や「坂浜」の部分が、「坂浜〇丁目」に変わります。

項目	住所変更前	項目	住所変更後
住所	稲城市坂浜4000番地	住所	稲城市坂浜一丁目5番1号
地番	稲城市大字坂浜字〇号4000番	地番	稲城市坂浜一丁目4000番
本籍	稲城市坂浜4000番	本籍	稲城市坂浜一丁目4000番

※ 上記はあくまでもイメージであり、このとおりに整理するというわけではありません。
実際の街区や住居番号等は、現地調査等を実施の上、改めて設定します。

住所変更の手続き

住所の変更に伴い、各種の住所変更手続きが必要となります。
内容により、「市役所等の機関が職権で行うもの」と「皆様ご自身でお手続きをいただくもの」がございます。

以下のようなものは、各機関で対応します。
個別のお手続きは不要です

- ・住民登録、戸籍、固定資産台帳、国民健康保険など、市役所が管理する公簿の住所や本籍
- ・国民年金、厚生年金の受給者の住所
- など

住所変更手続きの詳細につきましては、住所整理の実施時期が近付きましたら、改めて【住所変更手続きの説明会】を開催いたします。

以下のようなものは、皆様ご自身でお手続きをしていただく必要がございます。

- ・土地・家屋の所有者の住所変更
- ・マイナンバーカードに記載されている住所変更
- ・運転免許証などの住所変更
- ・銀行、保険などの契約の住所変更
- ・会社・法人の所在地の変更登記
- ・その他、ご親戚、ご友人などへの住所変更のお知らせ
(お知らせ用の無料のはがきを配付します。)
- など

今後のスケジュール

令和6年度

基礎調査実施

住所整理説明会開催

住所整理審議会へ諮問、答申

案の公示

令和7年度

市議会へ上程、議決

現地調査等実施

令和8年度

実施告示

住所変更手続きの説明会開催

住所整理実施

※ 上記は現時点における予定であり、変更となる可能性がございます。

【問い合わせ】

稲城市 都市建設部 まちづくり再生課 住所整理・団地再生係

電話：042-378-2111 (内線 324)

稲城市ホームページ：トップページ>市政の情報>まちづくり>住所整理

https://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/machi_zukuri/juushoseiri/index.html

